

令和 4 年度 版

# 事業概要

( 令和 3 年度 実績 )

三重県障害者相談支援センター

# 目 次

<b>第1 概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
<b>第2 業務内容</b> . . . . .	<b>7</b>
1 総務・身体障害者支援課	
2 知的障害者支援課	
<b>第3 令和3年度業務実績</b> . . . . .	<b>12</b>
1 総務・身体障害者支援課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
(8) 相談業務	
(9) 判定業務	
(10) 判定等実施状況	
(11) 判定依頼件数の過去5年間の推移	
(12) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移	
(13) 判定依頼状況の過去5年間の推移	

- (14) 更生医療の判定件数
- (15) 補装具判定の状況
- (16) 研修の状況
- (17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

## 2 知的障害者支援課

- (1) 年度別相談人員の推移
- (2) 相談形態割合
- (3) 相談判定処理状況
- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

## 第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

また、統合時に当センターに新たに「地域支援課」を設置し、障がい者相談支援体制強化事業及び人材育成事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る地域支援を行ってきました。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

平成31年4月、組織改正により当センターの「地域支援課」「三重県障害者権利擁護センター」は、県庁内 子ども・福祉部障がい福祉課に移管されました。

### 1 沿革

#### (1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月 三重県民生部厚生課内に設置

昭和30年6月 三重県身体障害者更生指導所(津市藤方2283-1)  
の設置に伴い移転

昭和 60 年 4 月 三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）の整備に伴い、同センター内に移転

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾 670 番地 2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

## （2）知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1 丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）内に移転

## 2 名称・所在地・建物配置図等

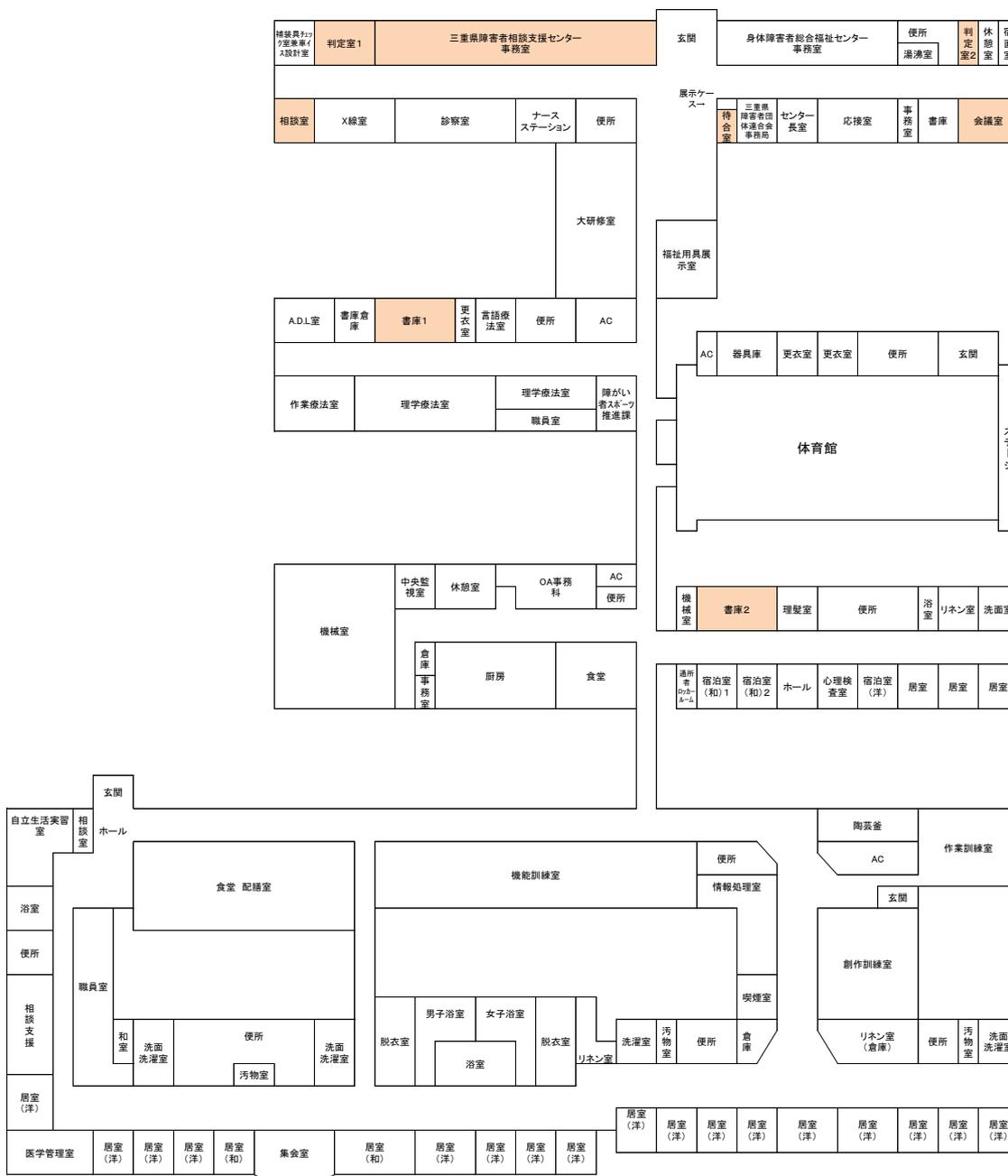
- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2  
TEL 059-236-0400 (総務・身体障害者支援課)  
059-232-7356  
059-232-7531 (知的障害者支援課)  
FAX 059-231-0687  
E-mail shogaic@pref.mie.lg.jp  
HP <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/>
- ・案内図



交通：JR 一身田駅から徒歩約 10 分  
津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」  
「人権センター口」から徒歩約 3 分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m<sup>2</sup>

建物延べ面積 8,172.30 m<sup>2</sup> (396.235 m<sup>2</sup>)

( ) は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

### 3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



令和4年4月1日

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	212,747	105,341	107,406	12.2%	86,575	11.6%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	369,878	184,729	185,149	21.2%	161,180	21.7%	四日市市・三重郡
鈴鹿	243,038	121,136	121,902	13.9%	103,292	13.9%	鈴鹿市・亀山市
津	271,090	131,728	139,362	15.5%	117,630	15.8%	津市
松阪	201,057	96,198	104,859	11.5%	82,406	11.1%	松阪市・多気郡
伊勢	222,515	104,934	117,581	12.8%	94,671	12.7%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	161,604	78,449	83,155	9.3%	67,807	9.1%	名張市・伊賀市
尾鷲	29,537	13,655	15,882	1.7%	14,587	2.0%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	33,329	15,410	17,919	1.9%	15,912	2.1%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,744,795	851,580	893,215	100.0%	744,060	100.0%	

#### 4 組織及び職員配置（令和4年4月1日現在）

所長（事務）		1名
総務・身体障害者支援課	課長（事務）	1名
	事務	4名
	技術	1名
	看護師	2名
	行政事務支援員	2名
	医師（非常勤嘱託）	9名
知的障害者支援課	課長（事務）	1名
	ケースワーカー	3名
	（事務1名、技術2名）	
	心理判定員	4名
	医師（非常勤嘱託）	1名

#### 【再掲】

事務吏員	8名
技術吏員	9名
行政事務支援員（事務）	2名
嘱託医	10名

## 第2 業務内容

### 1 総務・身体障害者支援課

身体障害者福祉法第 11 条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成 15 年 3 月 25 日、障発 0325001 号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

#### (1) 身体障害者手帳の交付業務

平成 18 年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (2) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項医師の指定業務

#### (3) 療育手帳の交付業務

平成 18 年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (4) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な判定業務は次のとおりです。

- ①身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定
- ②補装具の処方及び適合判定
- ③施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

#### (5) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（鈴鹿病院・三重病院・済生会明和病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

#### (6) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

#### (7) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局、訪問看護ステーションからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

#### (8) その他庶務、経理業務

## 2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令第1条、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 市町の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報提供その他必要な援助（市町が施設入所させて更生援護を行い、

又は更生援護を行うことを委託する措置に係るものに限る。)

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定に際し意見を述べ、また、技術的事項について協力並びに援助
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

### (1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

#### ① 実施方法

##### ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

##### イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

#### ② 相談内容

##### ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所利用に関する相談

##### イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

##### ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

##### エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

##### オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する判定書（各種証明書等）を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい者入所調整会議等）に出席し、困難事例等に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿

の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

### (3) 関係機関への支援

- ・三重県地域生活定着支援センター

知的障がい有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っています。

### (4) 研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

### 第3 令和3年度業務実績

#### 1 総務・身体障害者支援課

##### (1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

		視覚	聴覚 平衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	300	475	71	2037	59	843	502
	再交付(認定)	191	193	25	698	13	184	275
	再交付(取替)	77	83	19	404	20	142	65
	居住地変更	79	93	16	638	68	115	69
	返還	363	490	81	2651	12	778	537
	県内転入	17	35	6	112	2	30	10
	県外転出	10	20	2	128	4	22	12
合計		1037	1,389	220	6,668	178	2,114	1,470

		呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	肝臓	その他	合計
交付・ 処理 件数	新規交付	273	490	1	26	7	5,084
	再交付(認定)	41	102	3	8	1	1,734
	再交付(取替)	6	42	1	5	4	868
	居住地変更	16	42	3	4	11	1,154
	返還	303	455	6	27	3	5,706
	県内転入	4	7	1	0	11	235
	県外転出	3	4	0	2	5	212
合計		646	1,142	15	72	42	14,993

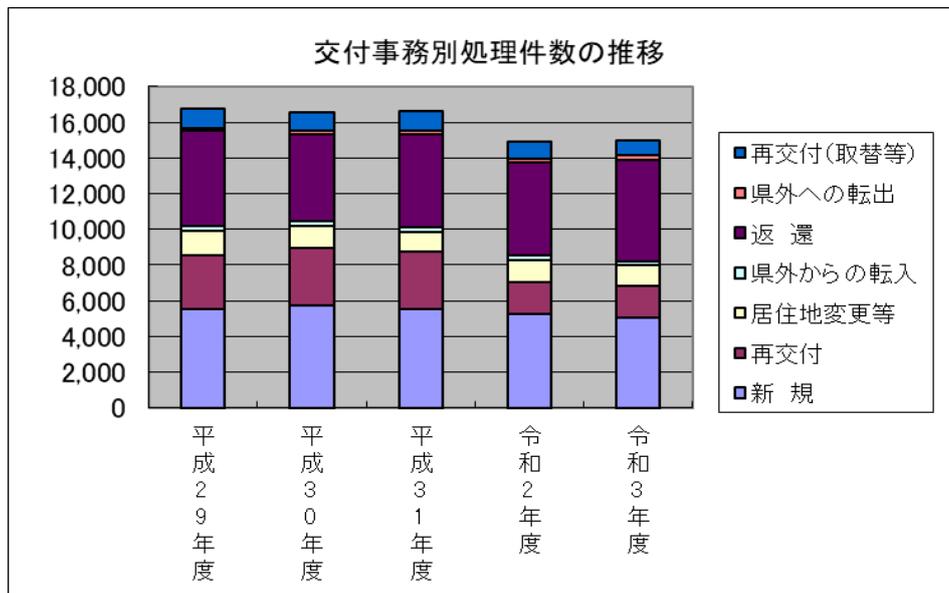
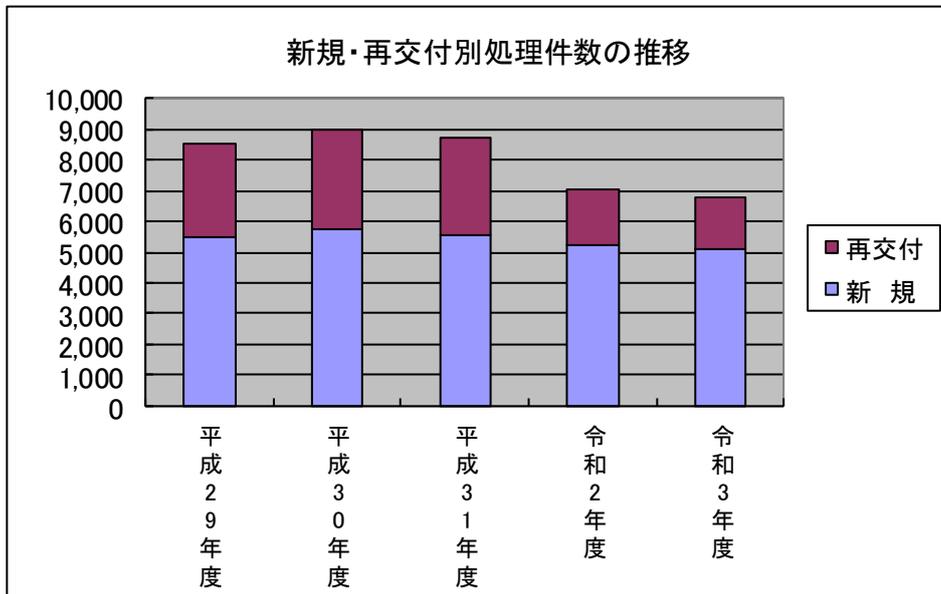
身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	819	259	130	227	836	30	32	2,333
四日市市	765	274	150	178	616	31	30	2,044
伊勢市	403	111	74	88	492	13	14	1,195
松阪市	429	147	100	134	581	21	8	1,420
桑名市	424	150	62	96	461	20	26	1,239
鈴鹿市	512	180	92	130	602	28	20	1,564
名張市	218	68	29	35	269	27	3	649
尾鷲市	76	35	12	11	75	5	11	225
亀山市	114	38	17	39	177	6	4	395
鳥羽市	66	26	17	5	74	4	3	195
熊野市	49	24	11	7	94	2	5	192
いなべ市	121	38	25	32	159	3	7	385
志摩市	180	63	21	29	194	12	10	509
伊賀市	265	120	51	46	332	17	10	841
市計	4,441	1,533	791	1,057	4,962	219	183	13,186
木曾岬町	21	8	1	2	29	1	2	64
東員町	67	26	6	10	75	4	5	193
菰野町	92	25	9	26	119	1	1	273
朝日町	27	4	4	0	10	0	0	45
川越町	31	14	4	12	28	2	8	99
多気町	59	10	7	5	63	0	2	146
明和町	50	12	6	1	60	0	2	131
大台町	28	11	3	2	49	0	3	96
玉城町	36	7	11	4	39	1	0	98
度会町	28	9	2	7	26	1	0	73
大紀町	30	9	1	3	55	0	1	99
南伊勢町	55	19	5	0	14	0	2	95
紀北町	63	21	14	12	103	3	1	217
御浜町	28	9	1	9	30	2	2	81
紀宝町	28	17	3	4	44	1	0	97
町計	643	201	77	97	744	16	29	1,807
合計	5,084	1,734	868	1,154	5,706	235	212	14,993

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度
新規	5,516	5,758	5,525	5,240	5,084
再交付	3,025	3,211	3,215	1,782	1,734
居住地変更等	1,391	1,190	1,109	1,267	1,154
県外からの転入	260	284	259	266	235
返 還	5,299	4,866	5,185	5,182	5,706
県外への転出	178	200	214	194	212
再交付(取替等)	1,112	1,052	1,104	978	868
合 計	16,781	16,561	16,611	14,909	14,993



(3) 身体障害者手帳交付者数（令和4年4月1日現在）

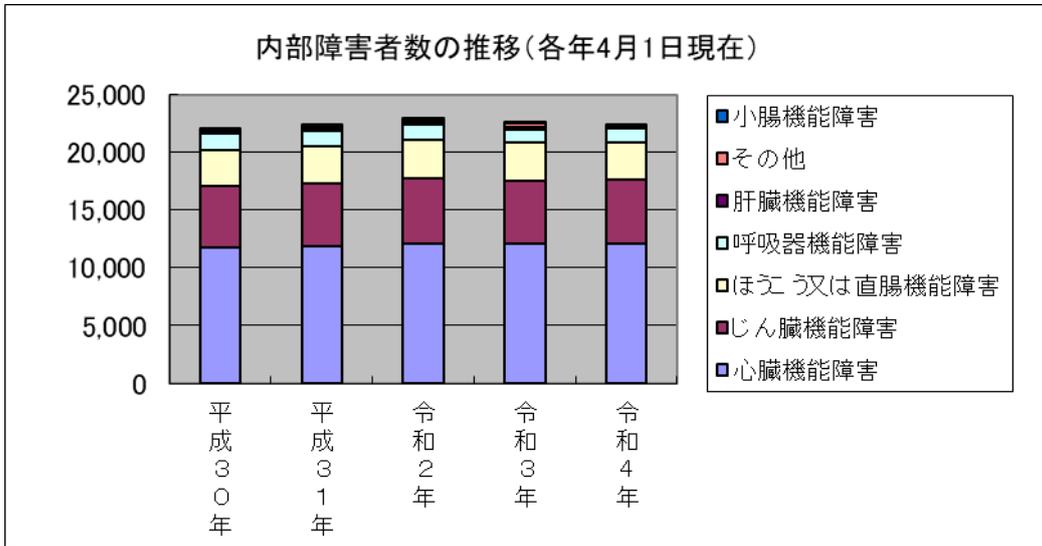
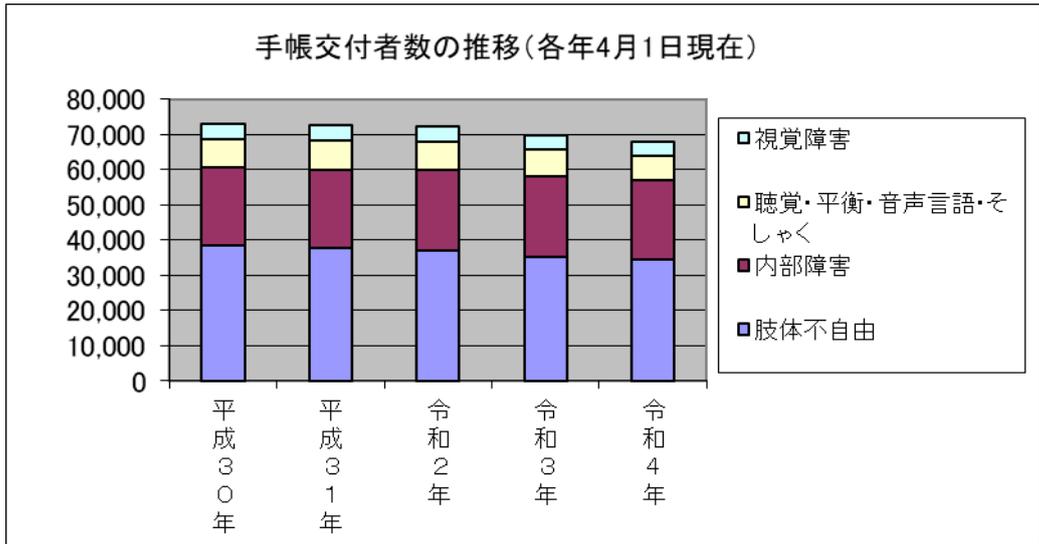
等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別構成比	
障害別										
視覚障害	児	29	9	1	6	8	3	56	5.8%	
	者	1,368	1,298	283	252	493	239	3,933		
	計	1,397	1,307	284	258	501	242	3,989		
聴覚又は 平衡機能障害	児	0	62	27	20	0	35	144	10.2%	
	者	289	1,475	958	1,331	34	2,784	6,871		
	計	289	1,537	985	1,351	34	2,819	7,015		
音声、言語機能 又はそしゃく 機能障害	児	0	0	1	2			3	1.1%	
	者	38	63	389	297			787		
	計	38	63	390	299	0	0	790		
肢体不自由	児	400	343	75	28	72	15	933	50.0%	
	者	5,892	6,445	7,114	9,087	3,062	1,816	33,416		
	計	6,292	6,788	7,189	9,115	3,134	1,831	34,349		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	54	1	42	14			111	17.6%
		者	8,354	112	1,901	1,631			11,998	
		計	8,408	113	1,943	1,645	0	0	12,109	
	呼吸器機能障害	児	16	0	8	1			25	1.7%
		者	289	22	644	178			1,133	
		計	305	22	644	179	0	0	1,158	
	じん臓機能障害	児	12	0	0	0			11	8.1%
		者	5,121	19	230	153			5,523	
		計	5,132	19	230	153	0	0	5,534	
	ぼうこう又は 直腸機能障害	児	2	0	13	11			26	4.7%
		者	14	8	198	2,988			3,208	
		計	16	8	211	2,999	0	0	3,234	
	小腸機能障害	児	1	0	2	0			3	0.1%
		者	16	5	5	41			67	
		計	17	5	7	41	0	0	70	
	肝臓機能障害	児	20	0	0	0			20	0.3%
		者	113	23	22	21			179	
		計	133	23	22	21	0	0	199	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.4%
		者	41	116	96	25			278	
		計	41	116	96	25	0	0	278	
	(内部障害計)	児	104	1	65	26	0	0	196	32.9%
		者	13,948	305	3,096	5,037	0	0	22,386	
		計	14,052	306	3,161	5,063	0	0	22,582	
合計	児	533	415	169	82	80	53	1,332	100.0%	
	者	21,535	9,586	11,840	16,004	3,589	4,839	67,393		
	計	22,068	10,001	12,009	16,086	3,669	4,892	68,725		
等級別構成比		32.1%	14.6%	17.5%	23.4%	5.3%	7.1%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視 覚	聴覚・ 平衡	音声 言語 そし やく	肢体 不自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼吸 器	腎 臓	膀胱 直腸	小 腸	肝 臓	その 他	計	児	者	
津市	686	1,027	101	5,630	1,700	155	811	493	11	38		3,208	241	10,411	10,652
四日市市	621	885	113	4,647	1,955	144	925	483	8	24		3,539	219	9,586	9,805
伊勢市	297	586	54	2,328	1,003	92	409	214	3	17		1,738	90	4,913	5,003
松阪市	359	683	92	3,179	1,015	92	507	344	8	21		1,987	139	6,161	6,300
桑名市	261	405	48	2,047	943	85	344	236	7	10		1,625	84	4,302	4,386
鈴鹿市	377	740	73	3,529	1,069	135	656	310	10	17		2,197	177	6,739	6,916
名張市	196	380	39	1,771	544	55	221	147	8	10		985	63	3,308	3,371
尾鷲市	53	109	16	554	186	18	102	51	2	3		362	14	1,080	1,094
亀山市	91	174	27	972	255	24	142	93	0	6		520	53	1,731	1,784
鳥羽市	68	137	16	503	204	25	85	50	0	4		368	2	1,090	1,092
熊野市	32	74	6	466	146	29	53	45	0	3		276	10	844	854
いなべ市	85	178	23	764	254	28	118	65	1	6		472	25	1,497	1,522
志摩市	135	303	31	1,083	414	41	179	108	1	5		748	21	2,279	2,300
伊賀市	256	443	39	2,283	668	55	262	166	3	17		1,171	46	4,146	4,192
(市計)	3,517	6,124	678	29,756	10,356	978	4,814	2,805	62	181		19,196	1,184	58,087	59,271
木曾岬町	11	13	8	84	47	4	23	20	0	0		94	3	207	210
東員町	43	73	9	412	154	14	68	42	1	2		281	19	799	818
菰野町	66	125	11	666	241	29	130	68	2	1		471	28	1,311	1,339
朝日町	17	25	1	104	55	5	25	11	0	0		96	10	233	243
川越町	11	15	5	198	75	5	32	15	0	0		127	7	349	356
多気町	29	69	6	277	110	4	45	30	1	2		192	11	562	573
明和町	46	108	8	476	187	17	52	40	0	2		298	22	914	936
大台町	12	24	6	246	87	6	23	20	0	0		136	3	421	424
玉城町	42	56	10	327	128	17	54	24	1	1		225	12	648	660
度会町	23	45	2	187	70	8	24	18	1	1		122	6	373	379
大紀町	26	49	5	255	87	16	44	17	1	0		165	4	496	500
南伊勢町	68	141	16	469	221	18	62	40	0	3		344	10	1,028	1,038
紀北町	42	81	13	416	150	11	69	37	1	3		271	6	817	823
御浜町	18	28	3	207	68	20	27	25	0	1		141	2	395	397
紀宝町	18	39	9	269	73	6	42	22	0	2		145	5	475	480
(町計)	472	891	112	4,593	1,753	180	720	429	8	18	0	3,108	148	9,028	9,176
その他											278	278		278	278
県合計	3,989	7,015	790	34,349	12,109	1,158	5,534	3,234	70	199	278	22,582	1,332	67,393	68,725



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 令和3年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	5	13	10	9	8	3	48
指定件数	5	13	10	9	8	3	48
うち新規指定者	5	11	10	7	8	3	44

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
指定申請件数	58	72	54	61	48
指定件数	58	72	54	61	48

障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (令和4年4月1日現在)

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
<b>桑名員弁</b>	<b>239</b>	<b>860</b>	<b>26</b>	<b>27</b>	<b>31</b>	<b>45</b>	<b>26</b>	<b>164</b>	<b>111</b>	<b>117</b>	<b>111</b>	<b>84</b>	<b>87</b>	<b>1</b>	<b>30</b>
桑名市	180	677	19	20	25	38	21	123	86	93	87	68	72	0	25
いなべ市	45	144	5	4	4	5	3	31	19	19	19	15	14	1	5
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	14	39	2	3	2	2	2	10	6	5	5	1	1	0	0
<b>四日市</b>	<b>446</b>	<b>1590</b>	<b>51</b>	<b>38</b>	<b>59</b>	<b>86</b>	<b>50</b>	<b>300</b>	<b>217</b>	<b>236</b>	<b>216</b>	<b>138</b>	<b>154</b>	<b>6</b>	<b>39</b>
四日市市	402	1418	44	33	53	77	46	266	194	211	195	121	137	5	36
菟野町	32	127	6	5	6	8	4	25	16	17	14	13	12	0	1
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	8	33	1	0	0	1	0	7	5	5	5	3	4	1	1
<b>鈴鹿・亀山</b>	<b>267</b>	<b>907</b>	<b>30</b>	<b>23</b>	<b>28</b>	<b>50</b>	<b>26</b>	<b>189</b>	<b>122</b>	<b>124</b>	<b>121</b>	<b>75</b>	<b>92</b>	<b>4</b>	<b>23</b>
鈴鹿市	230	780	23	20	25	46	23	165	104	107	103	64	79	4	17
亀山市	37	127	7	3	3	4	3	24	18	17	18	11	13	0	6
<b>津</b>	<b>539</b>	<b>1,964</b>	<b>69</b>	<b>60</b>	<b>76</b>	<b>115</b>	<b>74</b>	<b>352</b>	<b>267</b>	<b>256</b>	<b>265</b>	<b>176</b>	<b>192</b>	<b>9</b>	<b>53</b>
津市	539	1964	69	60	76	115	74	352	267	256	265	176	192	9	53
<b>松阪多気</b>	<b>284</b>	<b>989</b>	<b>32</b>	<b>23</b>	<b>31</b>	<b>48</b>	<b>24</b>	<b>198</b>	<b>141</b>	<b>150</b>	<b>137</b>	<b>80</b>	<b>100</b>	<b>2</b>	<b>23</b>
松阪市	240	829	27	19	26	40	21	164	117	128	114	66	85	1	21
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	26	93	4	3	4	6	2	19	14	12	12	8	7	1	1
大台町	14	55	0	1	1	2	1	12	8	8	9	5	7	0	1
<b>伊勢志摩</b>	<b>271</b>	<b>968</b>	<b>34</b>	<b>30</b>	<b>38</b>	<b>52</b>	<b>28</b>	<b>188</b>	<b>134</b>	<b>137</b>	<b>137</b>	<b>72</b>	<b>93</b>	<b>5</b>	<b>20</b>
伊勢市	183	629	27	25	32	42	23	117	82	86	84	41	57	3	10
鳥羽市	13	59	1	0	0	1	0	12	9	8	9	7	7	2	3
志摩市	48	167	6	4	5	7	4	33	23	24	24	16	17	0	4
玉城町	11	54	0	1	1	2	1	10	8	8	8	7	7	0	1
度会町	1	1						1							
南伊勢町	9	38	0	0	0	0	0	9	8	7	7	1	4	0	2
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
<b>伊賀</b>	<b>171</b>	<b>576</b>	<b>13</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>19</b>	<b>9</b>	<b>112</b>	<b>88</b>	<b>90</b>	<b>83</b>	<b>58</b>	<b>67</b>	<b>0</b>	<b>15</b>
名張市	79	250	5	6	6	10	6	50	38	38	40	20	26	0	5
伊賀市	92	326	8	5	5	9	3	62	50	52	43	38	41	0	10
<b>紀北</b>	<b>49</b>	<b>203</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>36</b>	<b>29</b>	<b>29</b>	<b>28</b>	<b>19</b>	<b>20</b>	<b>1</b>	<b>11</b>
尾鷲市	32	118	6	5	5	6	4	21	14	16	14	10	10	0	7
紀北町	17	85	0	0	0	4	0	15	15	13	14	9	10	1	4
<b>紀南</b>	<b>32</b>	<b>127</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>22</b>	<b>18</b>	<b>18</b>	<b>18</b>	<b>12</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>6</b>
熊野市	11	47	2	0	1	2	1	8	8	8	7	3	6	0	1
御浜町	19	70	1	1	2	6	2	12	8	8	9	9	7	0	5
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
<b>合計</b>	<b>2,298</b>	<b>8,184</b>	<b>264</b>	<b>218</b>	<b>282</b>	<b>433</b>	<b>244</b>	<b>1,561</b>	<b>1,127</b>	<b>1,157</b>	<b>1,116</b>	<b>714</b>	<b>820</b>	<b>28</b>	<b>220</b>

## (5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

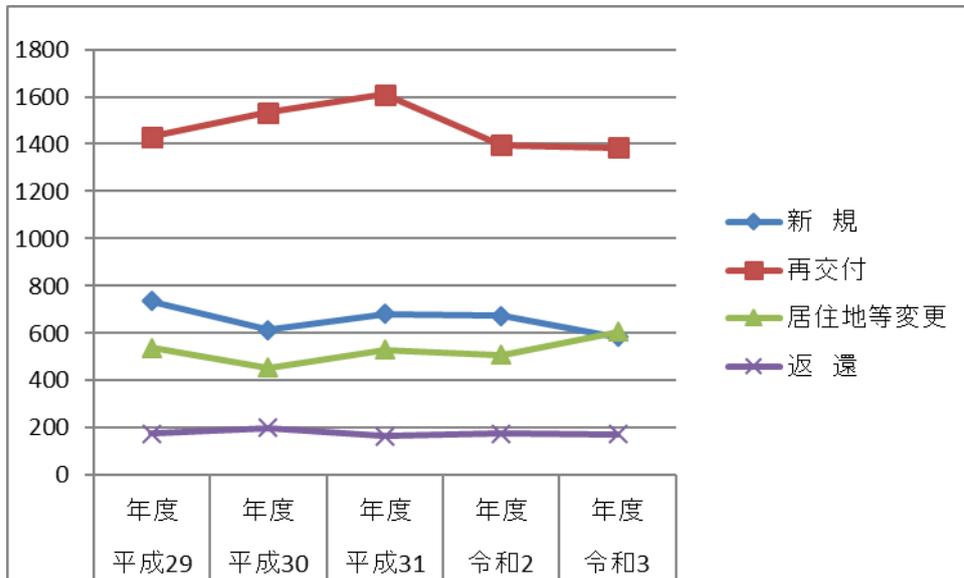
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付	居住地 等変更	返還	計
津市	74	201	116	22	413
四日市市	107	249	115	18	489
伊勢市	29	83	40	18	170
松阪市	48	123	56	14	241
桑名市	44	134	48	25	251
鈴鹿市	96	175	67	15	353
名張市	24	67	30	8	129
尾鷲市	4	10	0	0	14
亀山市	22	35	22	3	82
鳥羽市	5	12	2	2	21
熊野市	5	22	6	3	36
いなべ市	14	30	14	6	64
志摩市	4	18	9	9	40
伊賀市	35	58	25	7	125
市計	511	1,217	550	150	2,428
木曾岬町	0	7	1	1	9
東員町	12	17	6	0	35
菰野町	12	20	13	4	49
朝日町	6	12	4	1	23
川越町	6	13	4	1	24
多気町	6	8	2	4	20
明和町	6	20	3	2	31
大台町	4	4	0	1	9
玉城町	5	19	5	0	29
度会町	0	8	4	1	13
大紀町	4	4	5	0	13
南伊勢町	2	7	3	3	15
紀北町	2	9	3	5	19
御浜町	4	5	2	1	12
紀宝町	4	14	0	0	18
町計	73	167	55	24	319
合計	584	1,384	605	174	2,747

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度
新規	735	615	681	674	584
再交付	1,431	1,534	1,610	1,396	1,384
小計	2,166	2,149	2,294	2,070	1,968
居住地等変更	538	454	529	509	605
返還	175	199	165	175	174
合計	2,879	2,802	2,988	2,754	2,747

処理件数の推移



## (7)療育手帳交付者数(令和4年4月1日現在)

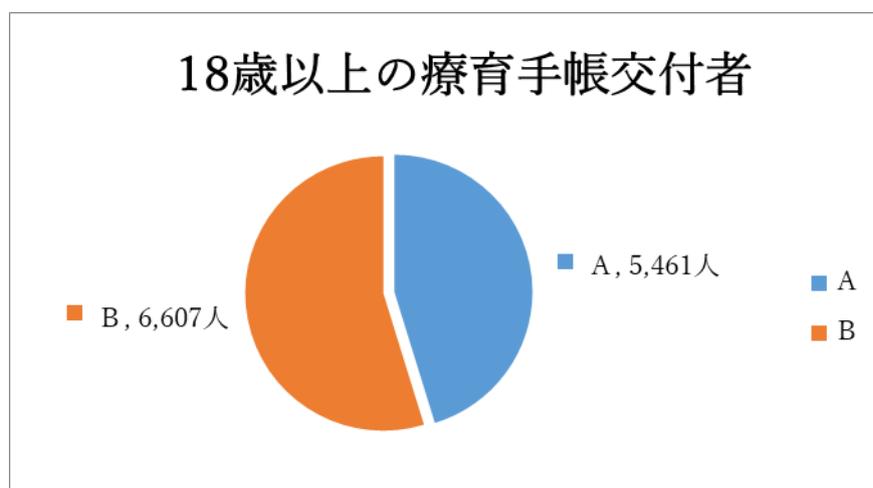
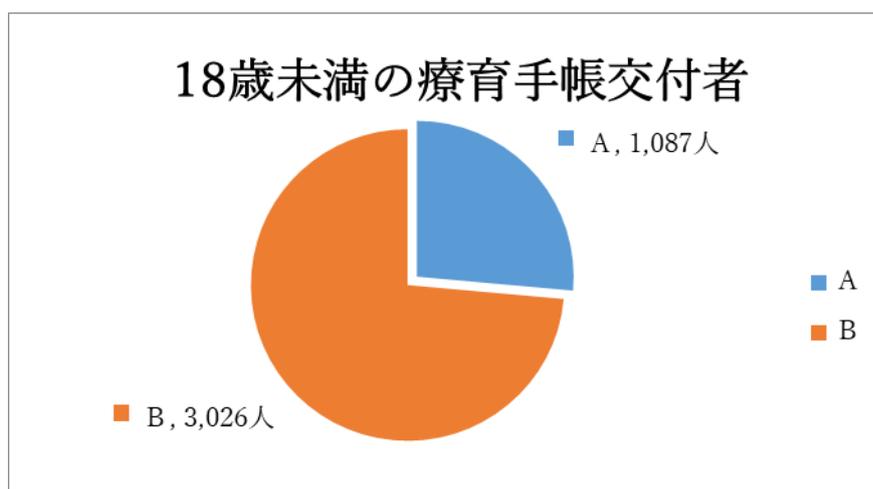
(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,697	897	175	425	600	940	1,054	1,994	1,115	1,479	2,594
四日市市	1,676	943	225	549	774	781	1,064	1,845	1,006	1,613	2,619
伊勢市	616	374	53	141	194	386	410	796	439	551	990
松阪市	915	550	60	323	383	481	601	1,082	541	924	1,465
桑名市	736	412	96	272	368	341	439	780	437	711	1,148
鈴鹿市	1,175	655	149	429	578	578	674	1,252	727	1,103	1,830
名張市	505	308	55	109	164	241	408	649	296	517	813
尾鷲市	102	69	5	23	28	71	72	143	76	95	171
亀山市	291	132	36	92	128	111	184	295	147	276	423
鳥羽市	109	76	7	18	25	91	69	160	98	87	185
熊野市	137	77	8	39	47	87	80	167	95	119	214
いなべ市	250	157	25	74	99	144	164	308	169	238	407
志摩市	211	154	8	31	39	176	150	326	184	181	365
伊賀市	556	354	60	153	213	276	421	697	336	574	910
(市計)	8,976	5,158	962	2,678	3,640	4,704	5,790	10,494	5,666	8,468	14,134
木曾岬町	30	18	8	9	17	15	16	31	23	25	48
東員町	127	74	19	39	58	77	66	143	96	105	201
菰野町	282	115	23	89	112	142	143	285	165	232	397
朝日町	41	34	10	25	35	19	21	40	29	46	75
川越町	76	31	6	20	26	37	44	81	43	64	107
多気町	87	63	8	28	36	47	67	114	55	95	150
明和町	127	65	9	40	49	51	92	143	60	132	192
大台町	53	36	1	10	11	35	43	78	36	53	89
玉城町	94	50	10	12	22	50	72	122	60	84	144
度会町	40	24	5	11	16	21	27	48	26	38	64
大紀町	45	34	5	8	13	37	29	66	42	37	79
南伊勢町	82	57	2	8	10	66	63	129	68	71	139
紀北町	101	67	9	16	25	78	65	143	87	81	168
御浜町	57	39	3	14	17	40	39	79	43	53	96
紀宝町	57	41	7	19	26	42	30	72	49	49	98
(町計)	1,299	748	125	348	473	757	817	1,574	882	1,165	2,047
県合計	10,275	5,906	1,087	3,026	4,113	5,461	6,607	12,068	6,548	9,633	16,181

年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数(R4.4.1)

(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳未満	男	752	2,088	2,840
	女	335	938	1,273
	計	1,087	3,026	4,113
18歳以上	男	3,318	4,117	7,435
	女	2,143	2,490	4,633
	計	5,461	6,607	12,068
合計	男	4,070	6,205	10,275
	女	2,478	3,428	5,906
	計	6,548	9,633	16,181



(8) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(9) 判定業務

医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。

判定には、書類判定と来所判定があります。

令和3年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月3回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第2・4木曜日	10:30～11:30
内科（じん臓）	書類判定 毎月第2・4水曜日	15:00～16:00
内科（心臓）	書類判定 毎月第2・4水曜日	9:00～10:00
内科（免疫）	書類判定	随 時
内科（肝臓）	書類判定	随 時
内科（小腸）	書類判定	随 時
内科（呼吸器）	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(10) 判定等実施状況

令和3年度中に実施した判定依頼件数は773件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が788件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が552件、判定件数が560件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が221件、判定件数が228件でした。

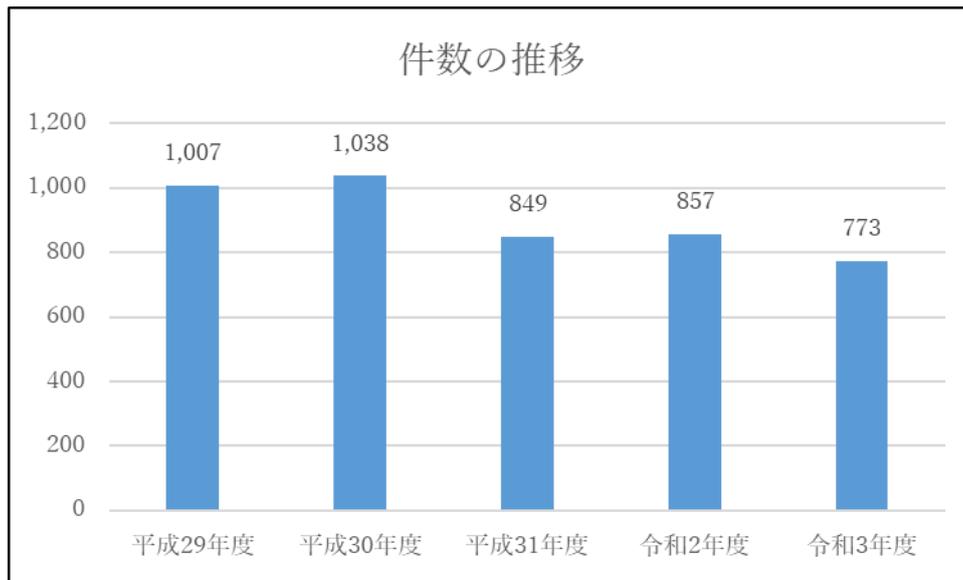
令和3年度判定依頼・判定件数

区分		来所	計	構成比
判定依頼内容	更生医療	221	221	28.6%
	補装具	552	552	71.4%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	773	773	
判定依頼件数		773	773	—
判定内容	更生医療	228	228	28.9%
	補装具	560	560	71.1%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	788	788	
判定書交付件数		788	788	

※ 来所には、書類による判定を含む

(11) 判定依頼件数の過去5年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	1,007	1,038	849	857	773



(12) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
来所	1,007	1,038	849	857	773
巡回	0	0	0	0	0
計	1,007	1,038	849	857	773

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(13) 判定依頼状況の過去5年間の推移

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
更生医療	277	273	235	277	221
補装具	730	765	614	580	552
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	1,007	1,038	849	857	773

(14) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	2	0.9%
	弁置換術・弁形成術	7	3.2%
	ペースメーカー植え込み術	3	1.4%
	その他	3	1.4%
じん臓機能障害	透析療法	121	54.8%
	免疫抑制療法	26	11.8%
	腎移植	9	4.1%
肢体不自由	人工関節置換術・他	25	11.3%
	その他	1	0.5%
肝臓障害	肝臓移植	0	0.0%
	免疫抑制療法	1	0.5%
免疫機能障害	免疫調整療法	13	5.9%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	2	0.9%
	顎形成・歯列矯正・他	8	3.6%
視覚障害	水晶体再建術	0	0.0%
計		221	100.0%

\*判定依頼1件に複数治療を要す場合は複数をカウント（比率は四捨五入にて算出）

(15) 補装具判定の状況

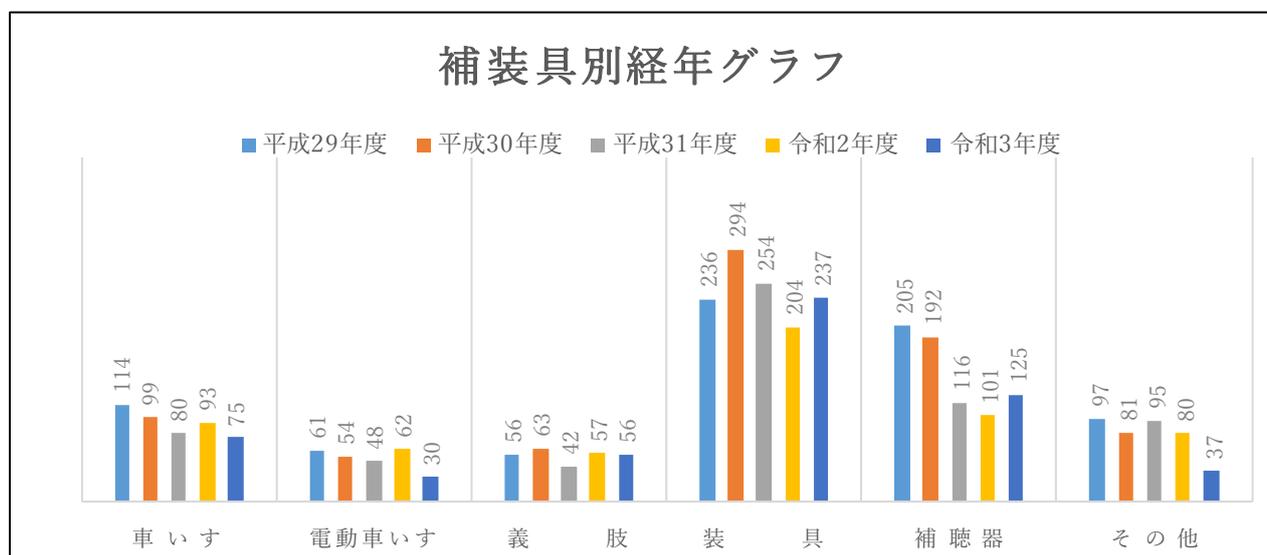
補装具の判定は、装具が最も多く42.3%、次いで補聴器が22.3%、車いすが13.4%となっています。

令和3年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	75	13.4%
電動車いす	30	5.4%
義肢	56	10.0%
装具	237	42.3%
補聴器	125	22.3%
眼鏡	0	0.0%
その他	37	6.6%
計	560	100.0%

※年度別判定状況(過去5年間の推移)

種 目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
車いす	114	99	80	93	75
電動車いす	61	54	48	62	30
義 肢	56	63	42	57	56
装 具	236	294	254	204	237
補聴器	205	192	116	101	125
眼 鏡	0	0	0	0	0
そ の 他	97	81	95	80	37
計	769	783	635	597	560



(16) 研修の状況

① 市町障がい者福祉担当職員研修(基礎研修)

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修をオンラインで実施しました。

令和3年5月21日 60名

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療(更生医療)
- ・ 補装具総論(制度の概要、判定事務等)
- ・ 補装具各論1(整形外科)
- ・ 補装具各論2(耳鼻科、眼科)
- ・ 障害者支援施設入所関係事務

② 市町障がい者福祉担当職員研修（専門研修）  
 新型コロナ感染予防のため開催を中止しました。

(17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を2回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、50件を新規指定しました。

また、指定更新52件、医師変更承認5件、その他変更届186件を受理しました。

① 指定自立医療機関（登録専門医師数、令和4年3月末）

腎臓	46
腎移植	3
肝臓移植	1
肝臓移植後の抗免疫療法	3
心臓脈管外科	12
小腸	2
免疫	3
中枢神経	2
脳神経外科	6
整形外科	27
形成外科	1
口腔	5
歯科矯正	22
耳鼻咽喉科	5
眼科	7
計	147

② 指定自立医療機関（薬局）

薬局	655
----	-----

③ 指定自立医療機関（訪問看護）

訪問看護	42
------	----

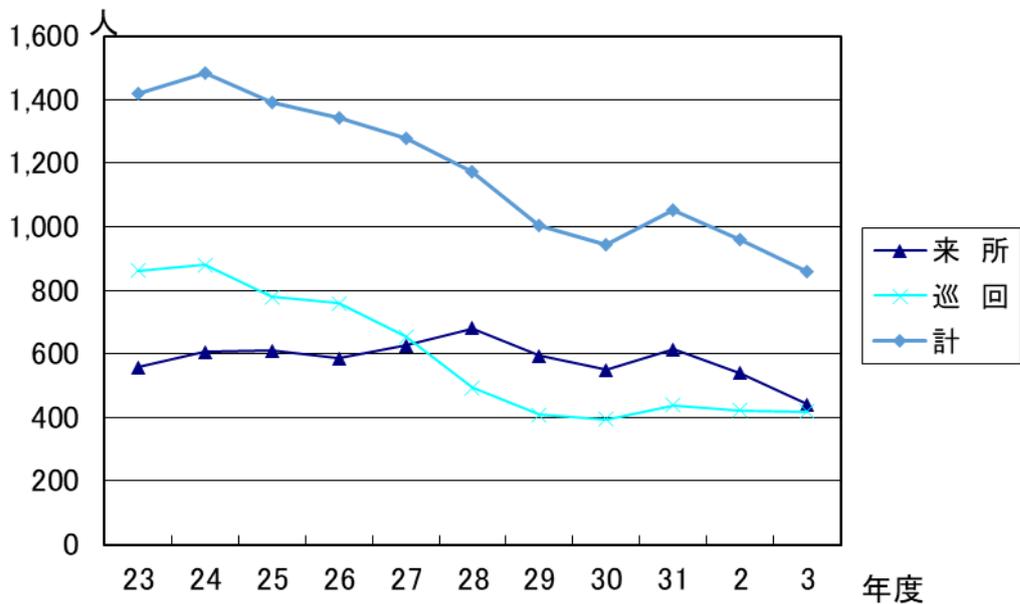
## 2 知的障害者支援課

### (1) 年度別相談人員の推移

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
来所	557	605	610	586	625	680	593	550	613	539	441
巡回	862	879	780	758	655	493	409	395	438	422	419
計	1,419	1,484	1,390	1,344	1,280	1,173	1,002	945	1,051	961	860

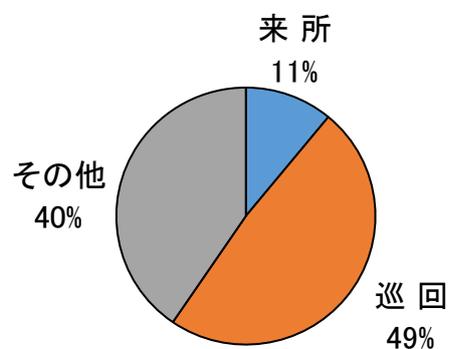
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



### (2) 相談形態割合

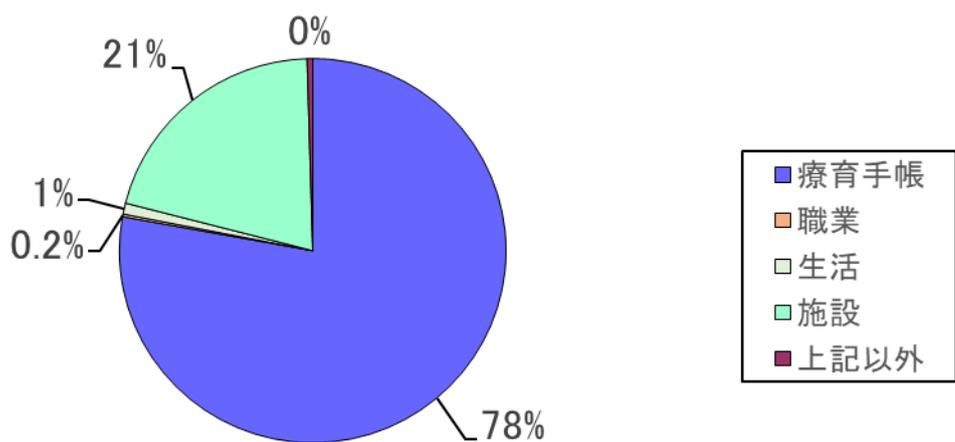
項目	人員	割合
来所	95	11%
巡回	420	49%
その他	350	40%
計	865	100%



(3) 相談判定処理状況

区分	来所	巡回	その他	合計	
取扱人員	95	420	350	865	
相談内容	施設	19	89	8	116
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	1	6	7
	医療保健	0	0	1	1
	生活	0	4	1	5
	教育	0	0	0	0
	療育手帳	80	337	73	490
	その他	0	2	259	261
	計	99	433	348	880
判定内容	医学的判定	0	0	0	0
	心理学的判定	93	358	4	455
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	18	27	9	54
	計	111	385	13	509
判定書 数等 交付	障害支援区分	0	0	0	0
	療育手帳	78	335	33	446
	その他	19	36	265	320
	計	97	371	298	766

☆ 巡回



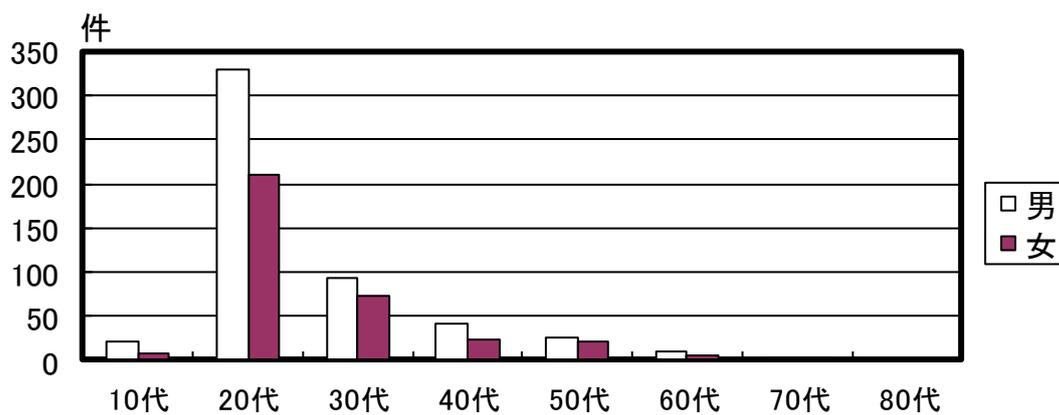
## (4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	113	26	0	0	0	2	0	55	31	114
四日市市	159	11	0	0	0	0	0	95	55	161
伊勢市	66	11	0	0	0	2	0	29	24	66
松阪市	50	10	0	0	0	0	0	25	15	50
桑名市	58	3	0	2	0	0	0	33	21	59
鈴鹿市	91	5	0	4	1	1	0	52	28	91
名張市	72	17	0	0	0	0	0	43	16	76
尾鷲市	4	0	0	0	0	0	0	3	1	4
亀山市	32	0	0	0	0	0	0	22	10	32
鳥羽市	6	1	0	0	0	0	0	4	1	6
熊野市	10	3	0	0	0	0	0	7	1	11
いなべ市	11	0	0	0	0	0	0	5	6	11
志摩市	14	2	0	0	0	0	0	9	3	14
伊賀市	30	7	0	0	0	0	0	18	6	31
市計	716	96	0	6	1	5	0	400	218	726
木曾岬町	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
東員町	13	0	0	0	0	0	0	7	6	13
菰野町	20	0	0	1	0	0	0	11	8	20
朝日町	6	0	0	0	0	0	0	4	2	6
川越町	10	0	0	0	0	0	0	7	3	10
多気町	9	4	0	0	0	0	0	4	3	11
明和町	16	6	0	0	0	0	0	8	3	17
大台町	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
玉城町	12	0	0	0	0	0	0	8	4	12
度会町	3	1	0	0	0	0	0	1	1	3
大紀町	3	2	0	0	0	0	0	1	0	3
南伊勢町	8	1	0	0	0	0	0	6	2	9
紀北町	8	4	0	0	0	0	0	3	2	9
御浜町	8	0	0	0	0	0	0	6	2	8
紀宝町	3	2	0	0	0	0	0	1	0	3
町計	125	20	0	1	0	0	0	72	37	130
県計	841	116	0	7	1	5	0	472	255	856
県外	24	0	0	0	0	0	0	18	6	24
合計	865	116	0	7	1	5	0	490	261	880

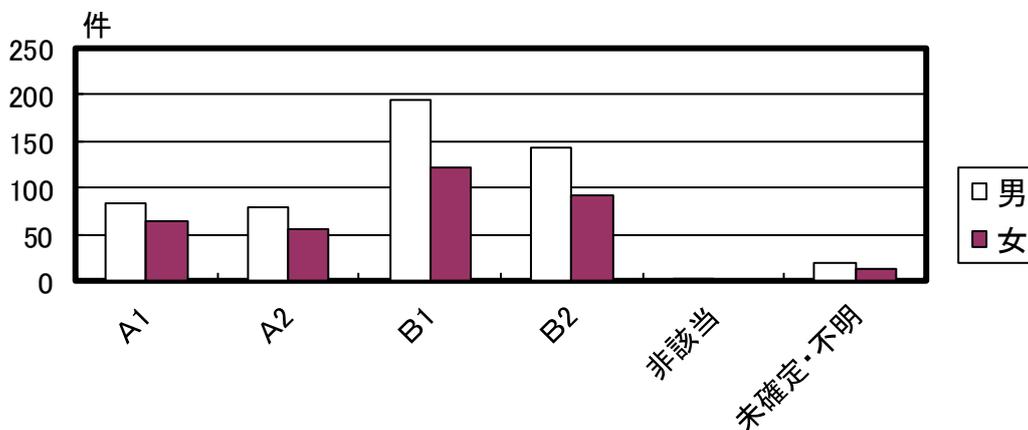
障害保健福祉圏域別相談判定状況

圏域名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	85	3	0	2	0	0	0	47	34	86
四日市	195	11	0	1	0	0	0	117	68	197
鈴鹿亀山	123	5	0	4	1	1	0	74	38	123
津	113	26	0	0	0	2	0	55	31	114
松阪多気	78	20	0	0	0	0	0	40	21	81
伊勢志摩	112	18	0	0	0	2	0	58	35	113
伊賀	102	24	0	0	0	0	0	61	22	107
紀北	12	4	0	0	0	0	0	6	3	13
紀南	21	5	0	0	0	0	0	14	3	22
県外	24	0	0	0	0	0	0	18	6	24
合計	865	116	0	7	1	5	0	490	261	880

(5) 男女別年齢別相談件数

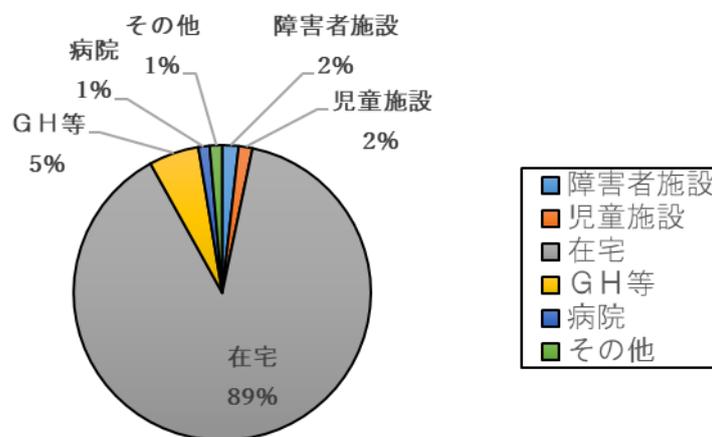


(6) 男女別程度別相談件数

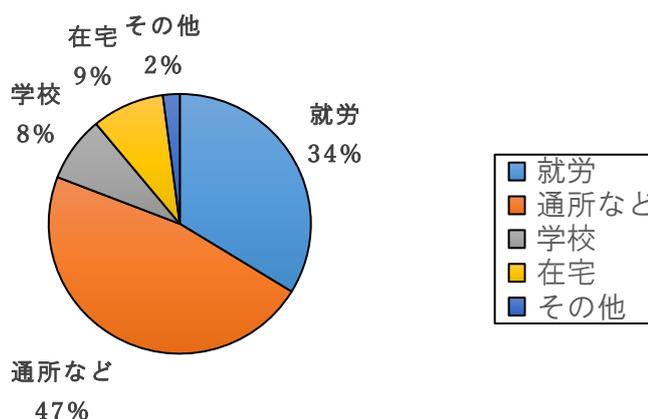


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい者入所調整会議）に計 21 回出席（うち書面審査 5 回）し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 13 回参加しました。

② 入所調整

知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、令和 3 年度に新たに待機者名簿へ掲載した者は 47 名でした。入所した対象者は 19 名

で、待機者（実人数）は令和4年4月1日現在で319名となりました。待機者（実人数）は、平成26年度の295名から年々減少し、平成29年度には262名となりましたが、平成30年度からは増加に転じました。また、待機者319名のうち優先度Aが19名、Bが94名、Cが201名、Dが5名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しないCやDの人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成23年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成25年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。（平成26年4月1日施行）

また、平成27年度、平成29年度には優先度に関するガイドラインの見直しを行い、短期入所が長期に亘っており、今後も継続して施設入所が必要な者等についての優先度を検討しました。（平成28年4月1日施行、平成29年9月1日施行）

令和元年度には市町が入所の必要性を検討する際、県障害者相談支援センターの入所判定を依頼することの明確化等の改正を行いました。（令和元年5月1日施行）

### ③ 行動観察事業

令和3年度に新規で行動観察事業の利用者はありませんでしたが、利用中及び利用後の支援のために「城山れんげの里」を含めた関係機関のケース会議を実施しました。

なお、行動観察事業においては、近年、各地域において地域生活支援拠点等の整備が進められ、各地域の実情に応じた支援体制が構築されてきたことから、本事業を令和4年1月27日付で終了しました。

## （9）研修の状況

### ① 市町障がい者福祉担当職員基礎研修（知的障害者支援課担当分）

日 時 令和3年5月21日（金）

開催方法 オンライン研修

対 象 者 市町知的障がい者福祉担当職員

内 容 知的障害者支援課作成の「市町知的障がい者福祉担当業務マニュアル」に基づき業務概要を説明  
・知的障がいについて  
・療育手帳判定業務について  
・施設入所調整について

出席者数 70名（内 知的障がい者福祉に関する業務 58名）

### ② 知的障がい者福祉専門研修

日 時 令和3年12月6日（月）から12月24日（金）

開催方法 オンデマンド配信によるWEB研修

対 象 者 福祉行政および福祉相談支援事業所等において、知的障がい者福祉業務に従事している職員

内 容 講演『知的障がい基底にある発達障がい者の成人期の生活とその  
支援のあり方について』

講師 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園  
山田 美希氏

出席者数 144施設

---

令和4年度版

**事 業 概 要**

発 行

令和4年 10 月  
三重県障害者相談支援センター  
〒514-0113  
三重県津市一身田大古曾670番地2  
電 話 (059) 236 - 0400

---